

介護老人保健施設加西シニアコミュニティ運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝成会が開設する介護老人保健施設加西シニアコミュニティ（以下「施設」という）が行う介護保健施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 加西シニアコミュニティ
- 二 所在地 加西市中西町字広野616-1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

医師 1人

医師は、利用者に対する健康管理、療養上の指導及び必要な医療を行う。

二 薬剤師 1人以上(常勤換算0.2人以上)

入所者の調剤、服薬指導を行う。

三 看護職員 5人以上

入所者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。

四 介護職員 12人以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

五 支援相談員 1人以上

入所者やその家族からの相談への対応、レクリエーションなどの計画・指導を行う。

六 理学療法士 作業療法士 又は言語聴覚士 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

七 (管理) 栄養士 1人以上

食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

八 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成等を行う。

九 調理員 業務委託 6人以上

十 事務職員 1人以上

必要な事務を行う。

第3章 入所者の定員

(入所者の定員)

第5条 施設の入所者の定員は、50人(うち短期入所療養介護 空床利用10人を含む)とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所者及び療養室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用者その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、サービスの提供を求められた場合には、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(入退所)

第9条 その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における看護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難な場合には、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入所申込者の入所に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行う。

6 検討については、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 入所者が退所する際には、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 入所する際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所する者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第11条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という)は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及び入所者の家族の希望、把握した解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的にを行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取扱方針)

第12条 入所者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、入所者の心身の状況等に応じて、適切な療養を行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者及び施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療録等に記載することとします。
- 5 施設自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(診療の方針)

第13条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行わない。
- 6 別に厚生大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に試用し、又は処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第14条 医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずる。

- 2 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてならない。
- 3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第15条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行なう。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第16条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
- 5 この他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 施設は、入所者に対して、入所者の負担により、施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第17条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮して、適切な時間に行う。

また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。

- 2 食事の時間は、おおむね次の時間とする。
 - 一 朝食 午前8時～

- 二 昼食 正午
- 三 夕食 午後5時～

(相談及び援助)

第18条 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第19条 適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料等の受領)

第20条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 居住費 (別表のとおり)
- 二 食費 (別表のとおり)
- 三 入所者が選定する特別な部屋の費用 (個室1,000円(税抜) 2人部屋500円(税抜))
- 四 入所者が選定する特別食の費用
- 五 理美容代として、2,000円(税抜)
- 六 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの

(別表)

第20条第3項に定める居住費及び食費の額は下記のとおりとする。

		利用者負担 第1段階 (負担限度)	利用者負担 第2段階 (負担限度)	利用者負担 第3段階 (負担限度)	特定入所者介護 サービス費の償還 給付を受ける者	利用者負担 第4段階 以上
居 住 費	従来型個室	490円	490円	1,310円	1,770円	1,770円
	多床室	0円	370円	370円	550円	550円
食 費		300円	390円	① 650円 ② 1,360円	1,700円	1,700円

4 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者に同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第22条 入所者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第23条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(衛生保持)

第24条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第25条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六 施設職員に対するハラスメント行為。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも1カ年に2回以上は避難、救出その他必要な訓練などを行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第27条 入所に際して、入所年月日並びに施設の種類及び名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所に関する市町村への通知)

第28条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第29条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
- 二 継続研修 年6回

(衛生管理等)

第30条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力病院)

第31条 入所者の病状の急変等に備えるため、次の病院及び診療所を協力病院と定める。

加西市尾崎町字野田10-1	米田医院	TEL0790-48-3591	Fax0790-48-3965
加西市北条町横尾1丁目13	市立加西病院	TEL0790-42-2200	Fax0790-42-3460
加西市西笠原町47-3	塩谷歯科医院	TEL0790-48-3690	Fax0790-48-4313

(掲示)

第32条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲

示する。

(秘密保持)

第33条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第35条 入所者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第36条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第37条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第38条 施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待防止研修の実施
- (5) 指針の策定及び委員会の設置

(身体拘束廃止に関する事項)

第39条 施設は、利用者等の人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束廃止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する身体拘束廃止研修の実施
- (4) 指針の策定及び委員会の設置

(会計の区分)

第40条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(暴力団等の影響の排除)

第41条 施設は、その運営について、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の支配を受けてはならない。

2 施設の管理者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

第42条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人宝成会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月7日から施行する。

この規程は、平成27年9月8日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。